

社会福祉法人さくら会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さくら会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬は支払わないものとする。

	報 酬 (日額)
理事会出席報酬等	5,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬を支払わないものとする。

	報 酬 (日額)
評議員会出席報酬等	5,000円

3 交通費の実費を支払うものとする。

4 評議員選任解任委員が会議に出席した時は、次により報酬を支払う事ができる。

	報 酬 (日額)
評議員選任解任委員	5,000円

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1

により報酬を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

4 交通費の実費を支払うものとする。

(理事長、園長たる理事に対する理事報酬)

第4条の2

当法人が運営する幼保連携型認定こども園さくら保育園での保育活動を2020年4月を目途としての再開を目指す為に理事長及び園長たる理事に対して支払う理事報酬については、毎月20日締め同月25日払いの月払い制で支給する事とする。

2. 理事長に対する月額非常勤の理事報酬額は無報酬とし、園長たる理事に対しては月額非常勤の報酬は15万円とする。

3. 通勤に要した費用については、園長たる理事の実費を理事報酬と併せて支払う。

4. 理事長、園長たる理事については、第3条の規定は適用しない。また、園長たる理事については、就業規則に定める職員給与に関する規定は適用しない。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費（日額）	報酬（日額）	そ の 他
実 費	20,000 円以内の 実費	10,000 円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改正)

第7条

本規定の改正は、理事会の決議を経なければならない。
評議員会の承認を受けるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

この規程は、平成31年4月1日より適用する。

この規程は、令和元年9月1日より適用する。

別表1

名 称	報 酬	備 考
理事長業務報酬等(日額)	5000円	
理事及び評議員業務報酬等(日額)	5000円	
監事監査指導報酬等(日額)	5000円	